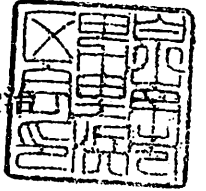


泉南市 健康福祉部
部長 薮内 良造 様

男里浜区長 小寺 俊



貴部におかれましては、本書面の記載内容を真摯にご検討いただき、浜保育所の浜区域外への移転計画をご再考いただきますよう、ここに要望いたします。

11

=承服できない理由=

1. 浜保育所の設立の経緯(背景事情)に対する貴部の認識欠如

その後の紆余曲折を経たうえで、当区は苦渋の決断として、清掃工場の

増強計画を付帯条件付きで受け入れることとし、昭和43年10月8日付で、上林 久雄泉南町長を「甲」とし、当区を「乙」として「泉南清掃事務組合の設置するごみ焼却場に関する契約書」を締結しましたが、同契約の第13条には、「甲は、男里浜地区内に国の基準による保育所を設置すること。」と規定されているのです。

この規定の意味するところは、「この保育所は、『浜地区にごみ焼却場が設置されることによる浜地区住民の不利益を補償する。』との目的で設立される。」というものだったのです(当区からの昭和47年10月1日付申し入れ書)。

貴部は、浜保育所のこのような設立の経緯(背景事情)を何ら斟酌しないまま、浜区域外へ強引に移転しようと計画されていますが、これは前述した契約に対する重大な違反であることは明らかであり、承服できません。

2. 当区の乳幼児・保護者が被る重大な不利益の発生

浜区内の保護者の中には、朝夕に自転車で乳幼児を送迎しているケースが多く見受けられます。さらに、天候に恵まれた日には、バギー車を押しながら徒歩で送迎しているケースすら見受けられます。

このように「近くて安全な送迎方法」によっている保護者も、旧雄信幼稚園跡地への送迎となれば、旧国道を渡ったり、いくつもの信号を通過したうえ、最後には極めて危険な交差点(信号のない三叉路)を通り抜けてようやく到着するという、正に「遠くて危険な送迎方法」を強いられることになるのです。

当区の乳幼児・保護者が被るこのように重大な不利益を、当区としては看過することができず、とうてい承服できるものではありません。

3. 住民に対する情報開示の欠如(泉南市自治基本条例への違反)

貴部は、当区の乳幼児・保護者が前述したように重大な不利益を被ることとなる本計画を、関係者に一切開示することのない(伏せた)ままいきなり議会説明を行い、その後ようやく当区へ説明されるに至りました。

住民に対して大きな影響を与える政策を実施する際には、①利害関係者へ速やかに情報を開示し、②その意見・要望を聴取し、③それを可能な限り政策に反映させることは、地方自治体としての当然の義務であります。

そしてこのことは、泉南市が最重要(最高位)の条例と位置付けている「泉南市自治基本条例」にも明記されているのです。しかるに貴部は、上記①～③のいずれをも実施されておらず、当該条例に明らかに違反する極めて不適切な対応を採られたと言わざるを得ず、この点からもこの計画を承服す

ることはできません。

なお付言しますと、貴部は何年か前に、泉南市立保育所の区域割利用制度を、何の事前説明もないままに、全市一括利用制度に変更するという政策を実施されたという前例があります。

浜保育所に浜区域以外の乳幼児が入ってくることにより、浜保育所へ入ることを希望する浜区の乳幼児が締め出される恐れも否定できないとの観点から、当区は浜保育所(指定管理制度へ移行する前の純然たる泉南市立浜保育所)にその点を尋ねたところ、少子化の進行によりそのような事態は生じない旨の回答があったため、当区は浜区民に現実の不利益(実害)は生じないと判断し、取り立てて異議は述べないとの対応に留めました。

しかしながら、今回の計画は前回とは全く異なり、浜区民に前述したとおりの重大な実害が生じることは明らかなです。したがって、今回は異議も留めずに承服することは絶対にあり得ないことを申し添えます。

以 上